飯塚市生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この告示は、一般家庭から排出されるごみの減量化を図り、地球環境の保護及び循環型社会を推進するため、生ごみ処理機器等の購入者に対して交付する生ごみ処理機器等購入費補助金(以下「補助金」という。)について、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この告示において、「機器等」とは、生ごみ処理容器、生ごみ処理機及びダンボールコンポストをいう。

（機器等の要件）

第3条　補助金の交付対象となる機器等の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　生ごみ処理容器　電気を使用せず、土中の微生物又は細菌の働きを利用して脱水、分解することにより、生ごみを減量又はたい肥化するために専用に作られたものであること。

(2)　生ごみ処理機　生ごみを単に粉砕するだけでなく、電動若しくは手動でかくはんし微生物等の働きにより分解し、又は電気を使用し温風若しくは加熱により乾燥させるなどの方法により、生ごみを減量又はたい肥化させる機能を有するものであること。

(3)　ダンボールコンポスト　ダンボール箱及びダンボールコンポスト基材を使用して、生ごみを減量又はたい肥化する機能を有するものであること。

（補助の対象）

第4条　補助金の交付対象者は、市内に住所を有する個人で、前条に定める機器等を購入し、これを生ごみの減量化及びたい肥化のために適切に使用する者とする。

（補助金の額）

第5条　補助金の額は、機器等の購入価格(消費税除く。)の2分の1の額とし、100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。ただし、生ごみ処理容器については2,000円、生ごみ処理機については20,000円、ダンボールコンポストについては1,500円を限度とする。

（補助対象となる基数の上限等）

第6条　1世帯(生計を一にする世帯は、1世帯とみなす。)当たりの補助対象基数の上限は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　生ごみ処理容器　1年度(4月から翌年3月までをいう。以下同じ。)につき1基

(2)　生ごみ処理機　5年度につき1基とし、市内に所在する販売店から購入したものとする。

(3)　ダンボールコンポスト　1年度につき4基。ただし、ダンボール箱又はダンボールコンポスト基材のいずれか1つを購入する場合も1基とみなす。

2　前項の規定に関わらず、補助金の交付は、交付する年度の予算の範囲内で行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条　補助金の交付申請をしようとする者は、機器等を購入した日から1年以内に、生ごみ処理機器等購入費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1)　購入した機器等の領収書(領収日、購入先の押印、購入者の氏名が明記されているもの。クレジット契約、カード支払等による場合は、申込日、申込先、申込者の氏名が明記されている申込書)の写し

(2)　誓約書

(3)　取扱説明書表紙(型式が記載してある部分)又は保証書の写し等、購入した機器等の形式が明記された書類

(4)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定、通知及び交付)

第8条　市長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、内容を審査し適当と認めたときは、交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2　市長は、前項の通知を行った後、すみやかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条　市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条　この告示に定めるもののほか様式その他必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。